

令和8年第6回小金井市教育委員会定例会議事日程

令和8年5月26日(火)  
 午後1時30分開会  
 第2庁舎8階 801会議室

日程	議	題
第1		会議録署名委員の指名
第2	代処第14号	小金井市学校運営協議会委員の解囑に関する代理処理について
第3	議案第24号	小金井市学校運営協議会委員の委囑について
第4	議案第25号	小金井市公民館条例施行規則の一部を改正する規則
第5	報告事項	1 令和7年度小金井市立小・中学校の不登校児童・生徒数について
		2 中学校合唱鑑賞教室について
		3 その他
		4 今後の日程

代処第14号

小金井市学校運営協議会委員の解嘱に関する代理処理について

このことについて、小金井市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和32年教育委員会規則第6号）第4条第1項の規定により別紙のとおり代理処理したので、同条第2項の規定に基づきその承認を求める。

なお、本件は学校運営協議会委員の解嘱手続きを行う必要が生じたが、教育委員会の議決すべき事項で特に緊急を要し、教育委員会を開催する時間的余裕がないため、別紙のとおり代理処理したものである。

令和8年5月26日提出

小金井市教育委員会  
教育長 大熊 雅 士

(写)  
代 理 処 理 書

学校運営協議会委員の解嘱手続きを行う必要が生じたが、教育委員会の議決すべき事項で特に緊急を要し、教育委員会を開催する時間的余裕がないため、小金井市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和32年教育委員会規則第6号）第4条第1項の規程により、下記のとおり代理処理する。

令和8年5月15日

小金井市教育委員会  
教育長 大 熊 雅 士

記

- 1 被解嘱者  
別紙「小金井市学校運営協議会解嘱者一覧」のとおり
- 2 解嘱日  
令和8年5月15日
- 3 解嘱理由  
退職のため

## 小金井市学校運営協議会解嘱者一覧

## 南中学校学校運営協議会

ふりがな 氏 名	所属・役職等
おかだ 岡田 まどか	光明第二保育園 園長

議案第24号

小金井市学校運営協議会委員の委嘱について

小金井市学校運営協議会に関する規則第8条の規定に基づき、小金井市学校運営協議会委員を別紙のとおり委嘱する。

令和8年5月26日提出

小金井市教育委員会  
教育長 大熊 雅 士

(提案理由)

南中学校の欠員の補充に伴い、学校運営協議会委員の委嘱手続きを行う必要が生じたことから、本案を提出するものであります。

南中学校学校運営協議会委員名簿

任 期 令和 8年 5月27日から  
令和 9年 3月31日まで

ふりがな 氏 名	所属・役職等
おおた みやこ 太田 都	光明第二保育園 園長

議案第 25 号

小金井市公民館条例施行規則の一部を改正する規則

小金井市公民館条例施行規則の一部を別紙のように改正する。

令和 8 年 5 月 26 日提出

小金井市教育委員会  
教育長 大 熊 雅 士

(提案理由)

小金井市公民館において使用料を徴収することに伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出するものであります。

## 小金井市公民館条例施行規則の一部を改正する規則

小金井市公民館条例施行規則（昭和43年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条ただし書中「団体」の次に「及びその他の教育委員会が必要と認める団体」を加える。

第4条の2中「宿泊に」を「宿泊する団体が」に改め、「研修室A、研修室B及び研修室C」を削る。

第7条の次に次の4条を加える。

（使用券の購入等）

第7条の2 使用の承認を受けた団体が公民館施設等を使用するときは、条例別表に定める使用料の額の施設使用券を購入し係員に提出しなければならない。

（使用料無料団体）

第7条の3 条例第10条第1項第3号に規定する団体は、次のとおりとする。

- (1) 社会教育関係団体 小金井市社会教育関係団体登録要綱（昭和57年3月1日制定）第2条により登録した団体
- (2) 福祉団体 小金井市福祉団体補助要綱（昭和52年7月1日制定）第2 2の団体

（使用料の減額又は免除）

第7条の4 条例第10条の2に規定する使用料の減額又は免除の範囲は、次に定めるところによる。

- (1) 公民館使用団体登録の承認を受けた団体が使用するとき。 2分の1減額
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認めた団体が使用するとき。  
2分の1減額又は免除

（使用料の還付）

第7条の5 条例第10条の3ただし書の規定による使用料の還付は、次に定めるところによる。

- (1) 天災地変等により使用できなくなったとき。 全額
- (2) 教育委員会の都合により使用承認を取り消したとき。 全額
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要があると認めたとき。 必要と認める額

第11条中「第4条まで」の次に「、第7条の2から第7条の5まで及び第9条」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、老人福祉施設の運営に支障がない範囲内で、当該施設を公民館の施設として使用できるものとする。

#### 付 則

この規則は、公布の日から施行する。

小金井市公民館条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正規則	現行規則	備考
<p>(使用団体登録)</p> <p>第2条 公民館を使用する団体は、小金井市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に使用団体として登録をしなければならない。ただし、<u>宿泊をしようとする団体及びその他の教育委員会が必要と認める団体は、この限りでない。</u></p> <p>(宿泊使用施設)</p> <p>第4条の2 <u>宿泊する団体が使用することができる公民館の施設（以下「宿泊使用施設」という。）は、条例別表に規定する小金井市公民館緑分館とする。</u></p> <p>(使用券の購入等)</p> <p>第7条の2 <u>使用の承認を受けた団体が公民館施設等を使用するときは、条例別表に定める使用料の額の施設使用券を購入し係員に提出しなければならない。</u></p> <p>(使用料無料団体)</p> <p>第7条の3 <u>条例第10条第1項第3号に規定する団体は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>社会教育関係団体 小金井市社会教育関係団体登録要綱（昭和57年3月1日制定）第2条により登録した団体</u></p> <p>(2) <u>福祉団体 小金井市福祉団体補助要綱（昭和52年7月1日制定）第22の団体</u></p> <p>(使用料の減額又は免除)</p> <p>第7条の4 <u>条例第10条の2に規定する使用料の減額又は免除の範囲は、次に定めるところによる。</u></p>	<p>(使用団体登録)</p> <p>第2条 公民館を使用する団体は、小金井市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に使用団体として登録をしなければならない。ただし、<u>宿泊をしようとする団体は、この限りでない。</u></p> <p>(宿泊使用施設)</p> <p>第4条の2 <u>宿泊に使用することができる公民館の施設（以下「宿泊使用施設」という。）は、条例別表に規定する小金井市公民館緑分館<u>研修室A、研修室B及び研修室C</u>とする。</u></p>	<p>使用料徴収に関する規定の整備</p> <p>規定の整備</p> <p>使用券に関する規定の新設</p> <p>使用料無料団体に関する規定の新設</p> <p>使用料の減免又は免除に関する規</p>

<p>(1) <u>公民館使用団体登録の承認を受けた団体が使用するとき。 2分の1減額</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認めた団体が使用するとき。 2分の1減額又は免除</u> <u>(使用料の還付)</u></p> <p><u>第7条の5 条例第10条の3ただし書の規定による使用料の還付は、次に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>天災地変等により使用できなくなったとき。 全額</u></p> <p>(2) <u>教育委員会の都合により使用承認を取り消したとき。</u> <u>全額</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要があると認めたとき。 必要と認める額</u> <u>(老人福祉施設)</u></p> <p><u>第11条 条例別表に規定する小金井市公民館貫井南分館集会室A及び集会室B並びに小金井市公民館緑分館集会室A及び集会室Bは、老人福祉施設（午前9時から午後5時までに限る。）として運営し、その使用については、第2条から第4条まで、第7条の2から第7条の5まで及び第9条の規定は、適用しない。ただし、老人福祉施設の運営に支障がない範囲内で、当該施設を公民館の施設として使用できるものとする。</u></p> <p>付 則 この規則は、公布の日から施行する。</p>	<p>(老人福祉施設)</p> <p>第11条 条例別表に規定する小金井市公民館貫井南分館集会室A及び集会室B並びに小金井市公民館緑分館集会室A及び集会室Bは、老人福祉施設（午前9時から午後5時までに限る。）として運営し、その使用については、第2条から第4条までの規定は、適用しない。</p>	<p>定の新設</p> <p>使用料還付に関する規定の新設</p> <p>規定の整備</p>
---	--	--

令和7年度小金井市立小・中学校の不登校児童・生徒数について

不登校児童・生徒数（公立学校）

小学校

	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	人数（人）	出現率（%）	人数（人）	出現率（%）	人数（人）	出現率（%）
小金井市	146	2.38	152	2.42	161	2.55
東京都	13,275	2.21	13,296	2.22	-	-
全 国	129,410	2.16	136,645	2.33	-	-

中学校

	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	人数（人）	出現率（%）	人数（人）	出現率（%）	人数（人）	出現率（%）
小金井市	151	6.65	172	7.61	178	7.70
東京都	18,451	7.80	18,039	7.68	-	-
全 国	207,013	7.04	207,540	7.15	-	-

## 教育委員会の今後の日程

令和8年5月26日

会 議 名	日 時	場 所
東京都教育施策連絡協議会	4月24日(金)～ 5月31日(日)	オンデマンド配信
関東甲信越静市町村教育委員会 連合会総会及び研修会 (新潟大会)	5月29日(金) 午後1時	上越文化会館 (新潟県上越市)
市町村教育委員会研究協議会 (前期)	6月25日(木) 午後1時	オンライン
市教育委員会訪問	7月1日(水) 午前10時30分	南中学校
市教育委員会訪問	7月8日(水) 午前10時30分	東中学校
令和8年 第7回教育委員会定例会	7月14日(火) 午後1時30分	801会議室
令和8年 第8回教育委員会定例会	7月28日(火) 午後1時30分	801会議室
東京都市町村教育委員会連合会 第2回理事会 第1回理事研修会	8月13日(木) 14時15分	東京自治会館 大会議室
令和8年 第9回教育委員会定例会	8月25日(火) 午後1時30分	801会議室